

相模原市告示第499号

特定生産緑地の指定について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定により特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年11月14日

相模原市長 本村 賢太郎

区域及び面積

別紙指定一覧のとおり